

## 学校経営のポイント

### 「関西水俣病訴訟」最高裁判決の活用

若井 彌一

さる10月15日、いわゆる「関西水俣病訴訟」の最高裁判決（第二小法廷・北川弘治裁判長）が下され、昭和35（1960）年1月以降、国と県が適正な規制権限を行使しなかったことが水俣病の被害を拡大したとして、患者37人に対する総額7,150万円の損害賠償を国と熊本県に命じた。

#### 訴訟の経緯と最高裁判決

「水俣病関西訴訟」とか「関西水俣病訴訟」と呼ばれているこの民事訴訟は、昭和57（1982）年に熊本県・鹿児島県の不知火海岸から関西に移住した水俣病の未認定患者30人と死亡した患者15人の遺族が、国と熊本県、(株)チッソに対して損害賠償を求める訴えを起こしたのが始まりである。

この訴訟では、平成6（1994）年の一審判決で国・県側の行政責任を否定、(株)チッソの責任のみを認め、約2億8,000万円の損害賠償を命じた。

平成13（2001）年の控訴審判決では、(株)チッソだけでなく国・県側の行政責任をも認定し、三者に対して約3億2,000万円の損害賠償を命じた。この判決については(株)チッソは上告せず、国・県側が上告した。

上告審では、国・県側が、原告側が主張するような規制権限の法的根拠が存在しないこと、水俣病の原因物質が明らかになっていない時点では規制できなかった、という2点を主張していた。

これに対して原告側は、水俣湾の魚介類が汚染され、(株)チッソの工場排水が原因であることを把握した時点で、食品衛生法、水質保全部と工場排水規制法（いわゆる水質二法）に基づく規制権限を適切に行使すべきであったのに、これを怠ったことにより水俣病の被害が拡大した、として国・県側の行政

責任の存在を主張し、判決が注目されていた。

最高裁判決は、水俣病の原因が(株)チッソ水俣工場の排水であることは、高度の蓋然性により認識できた、国は、いわゆる水質二法に基づき、また県は漁業調整規則に基づき、それぞれ規制が可能であったのに、これを怠ったこと、その結果、昭和35（1960）年1月末以降の被害拡大を招いた、と国・県側の行政責任を明確に認定した。

行政責任の存否については、関連裁判（地裁・高裁）でも判断が分かれていたものである。

#### “最高裁判決”の人権・環境教育への活用

裁判で物事がすべて解決するわけではない。原告側の主張がすべて認められたわけでも、また、亡くなった人々の生命をとりかえさせるわけでもない。

しかし、国民の生命にかかわる行政のあり方が何を根本的課題とすべきであるかについて、あまりにも長い歳月を要した裁判であったという反省点を含みつつも、有益な“考える材料”を提供してくれたことに教育関係者は注目したい。

この判決は、人権教育と環境教育のなかで活用していくことが可能であり、効果も期待できそうである。裁判の原告の人々は、いわれなき中傷等に耐え、また、裁判である以上、敗訴することのリスクを当然にも予想しながら、不安に耐え、さらには経済的な負担にも耐えて、最高裁判決に望みを託してきたのである。人権教育の好個の素材となりうる。

また、この判決は、多くの人々の生命を奪ってしまふ水質汚染がなぜ発生してしまったのか、拡大を防止するためにはどのような取り組みが必要であるか、を環境教育の一環として考えていく際の効果的な素材ともなりうる。（わかい・やいち＝上越教育大学教授）

●新刊案内●

最新刊 好評発売中！

教育開発研究所刊

文科省が学習障害等へのガイドラインを公表！ 上野一彦【編集】A5判224頁・定価2310円

## 小・中学校における LD、ADHD、高機能自閉症の子どもへの教育支援